

平成 28 年 10 月 17 日

各 位

 \pm 会社名 株式会社 \pm N u t s 代表者名 代表取締役社長 森田浩章

(コード:7612)

 問合せ先
 総務部長
 尾崎
 孝電話番号

 03-3568-5020

第三者割当による新株式の発行及び第3回、第4回新株予約権の発行並びに 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成28年10月17日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)及び第3回新株予約権、第4回新株予約権(以下、第3回新株予約権を「本新株予約権①」、第4回新株予約権を「本新株予約権②」、これらを総称して「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、「本件増資」といいます。)に関して、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 新株式発行の概要

(1)	払 込 期 日	平成 28 年 11 月 2 日
(2)	発行新株式数	13, 880, 000 株
(3)	発 行 価 額	1 株につき 72 円
		(※発行決議日前営業日の終値80円に0.9を乗じて得た価額
		を下回らないように決定)
(4)	調達資金の額	999, 360, 000 円
(5)	募集又は割当方法	第三者割当による
(6)	割当先および	コロンビア合同会社 13,880,000 株
	割り当株式数	
(7)	そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発
		生することを条件といたします。

(2) 第3回新株予約権発行の概要

(1)	割 当 日	平成 28 年 11 月 2 日
(2)	新株予約権の総数	6,940,000 個(新株予約権1個につき1株)
(3)	発 行 価 額	新株予約権1個当たり1.15円
(4)	当該発行による	6, 940, 000 株
	潜在株式数	
(5)	資金調達の額	507, 661, 000 円
		(内訳)
		新株予約権発行分 7,981,000 円
		新株予約権行使分 499,680,000 円
(6)	行 使 価 額	1株当たり72円
(7)	募集又は割当方法	第三者割当による
(8)	割 当 予 定 先	長谷川 隆志 6,940,000 個
(9)	その他	・上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が
		発生することを条件といたします。

(注) 本新株予約権①の特徴

本新株予約権①には、その発行要項の定めのほか、割当先との間で締結予定の第3回新株予約権総額買受契約(以下「本総額買受契約①」といいます。)の定めにより次のような特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権①は、発行当初から行使価額は原則として72円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権①の対象株式数についても発行当初から原則として6,940,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

(2) 取得条項

本新株予約権①には、本新株予約権①の割当日以降、発行要項に定めた一定の手続を経たうえで、当社が本新株予約権①を1個につき、本新株予約権①1個当たりの払込価額で、本新株予約権①の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、かかる取得条項に基づき、当社が取得を検討しているコンテンツ事業案件の取得に関する資金調達ニーズが減少若しくは消滅した場合等、当社が必要と判断した場合には、その判断により取得条項に従い割当先の保有する本新株予約権①の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権①の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(3) 譲渡制限条項

本新株予約権①は、割当先に対する第三者割当により発行されるものであり、その譲渡に当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限が付されております。そのため、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

なお、割当先から本新株予約権①の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の属性等を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとします。

(4) 行使指示

本総額買受契約①においては、株価が発行決議日前日の終値(「基準日終値」という。)を5営業

日連続して下回っていない状況において、当社が行使指示を行った場合、割当先は、20営業日以内に、指定された数の本新株予約権を行使しなければならない旨が規定されております。

(3) 第4回新株予約権発行の概要

, , , , ,		
(1)	割 当 日	平成 28 年 11 月 2 日
(2)	新株予約権の総数	6,940,000 個(新株予約権1個につき1株)
(3)	発 行 価 額	新株予約権1個当たり1.15円
(4)	当該発行による	6,940,000 株
	潜在株式数	
(5)	資金調達の額	507, 661, 000 円
		(内訳)
		新株予約権発行分 7,981,000円
		新株予約権行使分 499,680,000 円
(6)	行 使 価 額	1株当たり72円
(7)	募集又は割当方法	第三者割当による
(8)	割 当 予 定 先	長谷川 隆志 6,940,000 個
(9)	そ の 他	・上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が
		発生することを条件といたします。

(注) 本新株予約権②の特徴

本新株予約権②には、その発行要項の定めのほか、割当先との間で締結予定の第4回新株予約権総額買受契約(以下「本総額買受契約②」といいます。)の定めにより次のような特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権②は、発行当初から行使価額は原則として72円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権②の対象株式数についても発行当初から原則として6,940,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

(2) 取得条項

本新株予約権②には、本新株予約権②の割当日以降、発行要項に定めた一定の手続を経たうえで、当社が本新株予約権②を1個につき、本新株予約権②1個当たりの払込価額で、本新株予約権②の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、かかる取得条項に基づき、当社が取得を検討しているコンテンツ事業案件の取得に関する資金調達ニーズが減少若しくは消滅した場合等、当社が必要と判断した場合には、その判断により取得条項に従い割当先の保有する本新株予約権②の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権②の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(3) 譲渡制限条項

本新株予約権②は、割当先に対する第三者割当により発行されるものであり、その譲渡に当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限が付されております。そのため、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

なお、割当先から本新株予約権②の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の属性等を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとします。

(4) 行使指示

本総額買受契約②においては、株価が基準日終値を 10 営業日連続して下回っていない状況において、当社が行使指示を行った場合、割当先は、20営業日以内に指定された数の本新株予約権を行使しなければならない旨規定されております。ただし、行使日前日までの株価が基準日終値を下回った場合、割当先は行使しないことができる旨が規定されております。

(5) 行使制限

本総額買受契約②において、行使がなされる前において、当社が、あらかじめ割当先に通知することで、割当先が行使をできない期間(「行使停止期間」という。)を定めることができる旨規定されております。これにより、資金ニーズを大幅に超過した割当先からの行使をある一定程度抑制することができることから、一度に極端な希薄化が生じることが無いように配慮し、資金ニーズに応じた機動的な資金調達が可能となります。

- (ア) 発動条件:現時点で協議中のコンテンツ取得に関して、今後の協議が長引く可能性が あると当社が判断した場合
- (イ) 停止指定の方法: 行使停止期間及び行使停止を指定する本新株予約権②の個数を記載 した停止指定通知書を割当先に交付する。
- (ウ) 発動に関する決定機関:本新株予約権②の総額買受契約において、特段の定めはありませんが、原則として、当社経営会議にて、発動に関する条件の検証及びその期間並びにその個数を取り決めるものとします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 現在のマーケット環境と前回増資について

当社は、現在「コンテンツ事業」と「アミューズメント事業」を主たる事業として展開しております。

当社の主な事業領域であるアミューズメント業界におきましては、平成26年4月の消費税アップによる消費マインドの低下や新作不信、オンラインゲームの拡張と言った要因から、厳しい経営環境に置かれております。

平成23年3月期よりGC注記(継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している)を継続して付しており、この状況の早期打破に向けて、「全員の力で黒字化継続」を合言葉に、「新規事業の早期実現と既存事業の強化・拡大」「財務体質の改善」「販売費及び一般管理費削減の徹底」「経営方針の明確化と経営資源の最適化」に注力してまいりました。

このような状況の中、平成28年4月26日付「第三者割当増資による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて開示しております、現代表取締役の森田浩章を割当先とする約315百万円の第三者割当増資(以下「前回増資」といいます。)を実施し、資本増強を図るとともに、コンテンツ事業の一取引における契約上の地位(IP(タレント・アーティスト・アニメなどを使用したキャラクターの名称等、音楽・映像等をいい、以下「IP」という。)の使用許諾の権利を有する大手音楽関連事業者(以下「X社」という。)が、パチンコ・パチスロ遊技機製造メーカー(以下「Y社」という)の商品化に使用される、IPの使用権に関する交渉・対価の請求・受領・支払等の代理業務及びこれに付随するプロモーション活動等を実施する事業の契約上の地位)を譲り受けております。(※1)

(※1) 平成 28 年 5 月 31 日付「コンテンツ事業の一取引の契約上の地位の譲受及び営業外収益の計上 について」にて、当該契約上の地位を用いて、H29/3 期 698 百万円、H30/3 期△5 百万円、H 31/3 期 373 百万円の税引前当期純利益(H31/3 期までに合計約 7 万台の販売見通しに基づき算 定。) が見込まれる旨を開示しております。

当社としましては、前回増資の資金により、取得したコンテンツ事業により、一部成果が出始めており、コンテンツ事業再興の途についたところであります。

併せてマーケット環境も、いわゆる業界の「パチンコ釘問題」が、再生に向けた追い 風になると考えております。

これは、不正改造されたパチンコ台が全国に流通していた問題で、業界団体で構成する「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」から、今年末までに約72万6千台のパチン

コ台を自主回収するとの報道も出ております。(6/30 付読売新聞)

当社といたしましては、これらの新台入れ替えに際して、コンテンツのニーズが高まると考えており、できるだけ速やかに優良なコンテンツの権利を得ることが出来れば、 業績向上に大きく前進するものと認識しております。

現在当社が、コンテンツ取得に向けライセンサーと協議している、又は、協議入りを検討している有力なコンテンツ案件で、ある程度確度の高いものの取得には8億円(他当該コンテンツの取得により期待される業容拡大に伴う運転資金等で2億円)程度必要であるものと積算し、その他のコンテンツの取得に必要な概算額と当社の現状における資金調達可能額とを総合的に勘案した結果、少なくとも20億円程度の資金が機動的に調達可能な状況にできなければ、取引関係者等との協議自体を進めることが難しいと考え、第三者割当増資による資金調達が必要と判断いたしました。

(2) 本件増資について

前回増資の際にも、取引関係者等に、第三者割当増資について、打診したところ、G C注記が付された状況であり、債務超過懸念もあった当社の財務状況では、難しいとの 見解が示されておりましたが、複数の投資家や取引関係者等から、それらの改善が見込 まれるのであれば、協力可能である旨の表明をいただいておりました。

当社といたしましては、前回増資により、財務基盤の強化を図れたこと及び取得した コンテンツ事業により、一部成果が出始めたことから、これらの投資家等に対して、当 社の財務状況が改善に向かっていることをご理解いただけるものと判断いたしました。

いわゆる「パチンコ釘問題」への対応もあり、今、20億円程度の資金を調達することができれば、遊技機メーカーに求められているコンテンツを確保でき、当社の業績拡大及びGC注記の早期解消に繋がるものと判断し、今回の資金調達を検討することといたしました。

当社の企業価値向上のため、取引先であるプロダクション、大手芸能事務所や遊技機メーカーもしくはその役員等に当社の株主となっていただく事が、今後の事業戦略上有意義であるものと考え、これらの方々に第三者割当増資の引き受けが可能かどうかの打診を再度したところ、新株予約権の割当先でもある長谷川隆志氏(以下「長谷川氏」という。)、大手芸能事務所及び大手芸能事務所の取引先である企業の役員の方々15名及び芸能事務所1社が、引き受け可能である旨の表明をいただいたものであります。

しかしながら、引き受け可能である旨の表明をいただいた方々は、大手芸能事務所等の役員等であるため、これらの方々から調達した資金を、ある特定の大手芸能事務所等が権利を有するコンテンツの取得費用に充当することは困難であり、また、今後の事業

拡大を鑑み、一部の大手芸能事務所のみとの資本提携は得策でないとの判断から、本件 増資をどのように進めれば良いかを、当社へ以前からアプローチがあった㈱アセットレ ボリューション(東京都港区虎ノ門 2-3-22、代表者:林 慎一、以下「アセットレボリ ューション」といいます)を本件増資のアドバイザーに選任し、7月中旬より協議を開 始いたしました。

その後、アセットレボリューションから、本件増資における新株発行のスキームを提案されたものであります。当該スキームにより、各出資者は自らの出資額、出資比率しかわからず、また直接的な議決権の行使がなされないため、当社が本件増資にて調達する資金を使ってコンテンツを取得するにあたり、各出資者に対して中立性を保つことが可能となり、各出資者の出資額の多寡にかかわらず、最適なコンテンツを選択することで、企業価値の向上が期待されます。具体的には、取引関係者等は、コロンビアHD合同会社(※2)に対し、匿名組合出資を行い、コロンビアHD合同会社はコロンビア合同会社に営業目的であります増資資金の貸付を行い、当社は、当該コロンビア合同会社に当社普通株式を割当ることといたしました。最終的な資金の出し手である取引関係者等との間に2社の合同会社を挟むスキームとなった理由は、コロンビアHD合同会社は様々な銘柄に投資することを目的としているため、取引関係者等から当社専用に投資をする合同会社(コロンビア合同会社)を介して投資して欲しいとの意向があったことによります。

(※2) 匿名組合出資者は法人 1 社、個人 15 名であります。当社の増資に協力はして頂けるものの、営業者であるコロンビアHD合同会社との間で締結された匿名組合契約(以下、「本匿名組合契約」という。)に基づき出資されており、その属性・氏名等を開示できません。コロンビアHD合同会社は清算する予定はありませんが、本匿名組合契約を終了する可能性はあります。コロンビア合同会社が清算されることとなった場合、割当てた当社普通株式の内、残存する株式が、匿名組合出資比率に応じて、現物分配される可能性があります(現時点では、コロンビア合同会社も清算する予定はありません)。

当初、コロンビア合同会社に対して、20億円総額の割当を行うことを考えておりましたが、現時点において、コンテンツの協議が完了しているわけではなく、今後の協議によっては、取り組みが出来ない可能性や、現在協議の進んでいないコンテンツの取得資金に変更となる可能性があります。

総額を新株発行により調達し、協議が想定通りに進捗しなかった場合、単に発行済株式の希薄化が生じ、業績向上につながらないまま、手元に資金が残るだけという状況に陥る可能性も否めず、既存の株主の皆様に配慮し、一度に希薄化だけが生じることが無いように、コンテンツ取得に関する今後の協議進捗に合わせて、機動的に資金が調達で

きるよう、10億円を新株発行により調達し、残りの10億円については、新株予約権の 特徴に記載いたしました通り、行使条件等の異なる第3回新株予約権及び第4回新株予 約権を発行することといたしました。

これにより、資金ニーズがない場合は、取得条項や第4回新株予約権に付しております停止指定により、希薄化を抑制することが可能となる(※3)ことに加え、行使指示により、割当先に新株予約権を行使していただくことで、ニーズに合わせた機動的な資金調達ができる可能性が高まるものと期待しており、割当先と協議の上、条件の異なる2回に分けることとしたものであります。(※4)

- (※3) 発行時において、コンテンツ取得に関して、今後の協議が長引く可能性があると当社が判断した場合は、第4回新株予約権に付しております停止指定により、速やかに行使を制限する方針であるため、希薄化を一定程度抑制することが可能となります。また、そもそも協議がとん挫し、他のコンテンツも取得できる見込みがなくなる等資金ニーズがなくなった場合には、当社は、取得条項により本新株予約権を取得した上で、これを消却することも選択できることから、これにより、希薄化を抑制することも可能となります。
- (※4) 当初、当社が、長谷川氏に対して、本新株予約権の引き受けと、資金ニーズに対応した機動的な行使を要請したところ、株価が堅調である状況において、約5億円程度であれば、ご協力いただける旨の見解を示されております。

また、当社といたしましては、取得に関して協議中のコンテンツと今後の成長戦略を鑑み、 新株予約権の発行・行使により約10億円を調達したいと考えていたため、同氏に追加引き受けが可能か否かを相談したところ、更なる企業価値向上が図れるのであれば、協力可能との見解を得たものであります。

しかしながら、少なくとも追加了承した部分については、短期的な株価下落局面での行使指示には対応できない可能性があるとの同氏の意向を踏まえ、発行する新株予約権を2回に分け、行使指示に対する条件を区分したものであります。

なお、第4回新株予約権の停止指定に関しましては、既存株主に可能な限り配慮したスキームとしたい当社の意向をご理解いただき、条件を付すこととしたものであります。

なお当社は、本新株予約権の割当先である長谷川氏に対し、当初、他の投資家同様、 コロンビア HD 合同会社への匿名組合出資を要請し、同氏よりこれを応諾いただいてお りました。

全て新株式の発行による資金調達の方法から、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた資金調達の方法への変更に伴い、当社が各匿名組合出資者と協議した結果、 今後の当社の再生に寄与する機動的な新株予約権の行使について理解を示していただき、第3回新株予約権については、株価が発行決議日前日の終値を5営業日連続して下 回っていない状況において、また第4回新株予約権については、株価が基準日終値を 10営業日連続して下回っていない状況において、会社が行使指示を行った場合、当社 の資金ニーズに応じて行使を進めることについて合意が得られた長谷川氏に新株発行に かかる匿名組合出資にご協力いただくとともに、本新株予約権の発行にもご協力いただ く事となったものであります。

当社の取引先である大手コンテンツホルダーの社長の紹介で知り合った長谷川氏は、 資産家であり、同氏を紹介いただいた大手コンテンツホルダーの社長や、大手パチンコ 機器メーカーの社長等複数の取引先の関係者等から、コンテンツビジネスに関する人的 なネットワークを有していると伺っており、長谷川氏からも、本件増資による取り組み を通じて、当社の企業価値向上に向け、同氏からできる限りの協力を得られると聞いて おります。

当社といたしましては、本件増資により、有力なコンテンツの取得が期待され、当社の業績向上、企業価値向上が図られるものと考えております。

本件増資により新たに発行する株式は、現在の発行済株式数 46,238,220 株に対して、新株式発行時点で、約 30.02%の希薄化が生じます。また、新株式発行に加え、すべての新株予約権が行使された場合、約 60.04%の希薄化が生じる可能性があります。

しかしながら、当社といたしましても、調達する資金を活用することで、事業拡大の可能性が高くなり、収益性の向上が期待できること、財務基盤の強化が図れること、取引関係者等との今後の友好的な取り組みが期待できること等から、早期再生による企業価値向上が期待されるため、現時点で最良の選択であるものと判断いたしました。

(3) 他の調達方法と比較した場合の特徴

当社は、本件増資に関する協議を行うにあたり、資金調達の方法に関して、様々な選択肢を検討してまいりました。

まず、借入金等による資金調達ですが、現状の当社の財務状況やGC注記が付された 状況では、金融機関等における当社の信用状態は良好とは言い難く、当社への融資に関 して、金融機関としては慎重にならざるを得ない状況であると思われます。

また、調達する資金の使途は、コンテンツの取得資金であり、調達した資金で取得する権利が担保に供することに馴染まず、当社の現状では、追加で担保提供できる様な資産を有していないことに加え、優良なコンテンツ獲得のためには、まとまった資金を早期に確保する必要があるため、借入による資金の調達は困難であると考え、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。

また、公募増資あるいはライツ・オファリングを実施しても、現状の当社の財務基盤

や業績、出来高や株価の動向を鑑みると、新たなコンテンツ獲得に必要な約 20 億円の資金を調達するに十分な応募を見込むことは困難であるものと想定されること、上記の通り早期に調達の目途をたてることが重要であると思われること等から、当社の現状に理解を頂いた投資家を対象とする第三者割当という方法を選択するのが最適であるという結論に至りました。

なお、前述いたしました通り、一度に大幅な希薄化が生じることを少しでも軽減すべく、本新株式の発行により約 10 億円を調達し、今後のコンテンツ獲得に関する協議の進捗に合わせ、機動的に調達できるよう、本新株予約権の発行・行使により約 10 億円を調達することといたしました。(※5)

(※5) 当社のコンテンツ事業は、パチンコ・パチスロ遊技機における、タレント、アーティスト、アニメ等を使ったキャラクタービジネスの一環として、様々な商品の企画・製造・販売及び版権管理や契約仲介業務が主要事業となっております。コンテンツホルダーよりコンテンツの使用権等を仕入れ、遊技機メーカーに販売することが基本でありますが、コンテンツホルダーとの仕入れ協議に入るが、同時に進行している遊技機メーカーとの協議が先に整った場合などは、先に遊技機メーカーからの入金があり、必要資金が手付金等にとどまり、コンテンツの権利費用全額が必ずしも必要でない場合も生じる可能性があります。このような協議の進捗による資金需要の多寡に対応し、いたずらに希薄化を招くのを防ぎ、機動的に資金調達するため、行使指示、行使制限、取得条項等を付した新株予約権の発行としました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

	本新株式	本新株予約権①②
① 発行時の払込金額の総額	999, 360, 000 円	15, 962, 000 円
② 本新株予約権の行使に際して出資		000 2C0 000 III
される財産の額	_	999, 360, 000 円
③ 発行諸費用の概算額	14,000,000 円	7, 000, 000 円
④ 差引手取概算額	005 260 000 III	1 000 222 000 ⊞
(1)+2-3=4)	985, 360, 000 円	1,008,322,000円

(注)本新株式発行に係る諸経費 14 百万円の内訳は、登記費用・司法書士手数料約4 百万円、弁護士費用・第三者委員会関連費用約5 百万円、割当先調査費用・東京証券取引所上場手数料・印刷費用等約1 百万円、本件増資におけるアドバイザリーフィー約4 百万円であります。また、本新株予約権①②の発行諸費用概算額7 百万円については、本新株予約権が当初の行使価額ですべて行使されたと仮定した場合の、登記費用・司法書士手数料等として約4 百万円、割当先調査費用・東京証券取引所上場手数料・印刷費用等約1 百万円、新株予約権の発行価額の算定費用約2 百万円としております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

第三者割当による新株式の発行及び新株予約権①②の発行・行使による差引手取概算額約2,000百万円は、以下の使途に充当する予定であります。

新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
パチンコ・パチスロ遊技機向けコンテンツの各	800	平成 28 年 11 月から平
種権利購入費用等(注1)に充当		成 29 年 10 月末まで随
		時。
運転資金等(注2)に充当	200	平成 28 年 11 月から平
		成 30 年 5 月末まで随
		時。

支出予定時期は、案件の契約完了時期までの期間で、今後各コンテンツホルダーとの協議により決定するため、現時点では案件の契約完了予定時期を記載しております。

なお、当社は、上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の管理する銀行口座に て管理いたします。

- (注1) 現在協議中又は今後協議を開始する予定の、複数のアーティストに係るコンテンツの使用権等のうち、具体的な協議が進捗しているアーティストAに係るコンテンツ使用権等の仕入れにかかる費用約800百万円を見込んでおります。取得費用の約800百万円は、当社代表取締役社長である森田と交流のあるコンテンツホルダーや遊技機メーカーへのヒアリングに基づいて推定した金額であります。アーティストAに係るコンテンツ使用権等の仕入れには、協議を進める上で、必要となる取得資金を当社が確保している状態とする必要があるものと認識しており、現状の当社の財務状況を鑑み、新株式の発行により調達することとしたものであります。なお、今後の協議により対象となるコンテンツ使用権等の仕入れができなかった場合、当該資金使途の一部または全部が、他のアーティストの権利に変更となる場合があります。
- (注 2) 今回のコンテンツ取得による事業拡大に伴い、人員増を見込んでおり、その採用費、人件費等として約100百万円、人員増に伴う執務スペース確保に必要な事務所家賃の増額分約53百万円、事業拡大に伴う販売促進及び広告費等の増額分約17百万円、発行済株式の増加に伴う一般管理費等約30百万円を見込んでおります。なお、前回増資時、資金使途として人件費等30百万円、事務所家賃5百万円、販促及び広告費20百万円、一般管理費10百万円、株主総会費用10百万円、納税費用15百万円の90百万円を見込んでおりましたが、これまでに約68百万円を資金使途通りに充当済であり、8月末時点で約22百万円の未充当残高となっております。当該前回増資の未充当残につきましては、今後想定通りに支出する見込みであり、今回増資の資金使途と重複するものではありません。

新株予約権①②の行使により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
パチンコ・パチスロ遊技機向けコンテンツの各	1,000	平成 28 年 11 月から平
種権利購入費用等(注 1)に充当		成 30 年 10 月末まで随
		時。

支出予定時期は、案件の契約完了時期までの期間で、今後各コンテンツホルダーと協議により決定するため、現時点では案件の契約完了予定時期を記載しております。

なお、当社は、上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の管理する銀行口座に て管理いたします。

(注1) 現在協議中又は今後協議を開始する予定の、複数のアーティストの権利のうち、当社として取得意欲の高い複数のアーティストの権利(1~2件)取得にかかる費用約1,000百万円を見込んでおります。取得費用の約1,000百万円は、当社代表取締役社長である森田と交流のあるコンテンツホルダーや遊技機メーカーへのヒアリングに基づいて推定した金額であります。協議の進捗に合わせて、割当先に新株予約権の行使指示をすること及び新株予約権②に行使停止

期間を定めることにより、コンテンツ取得の協議の進捗が見込まれない状況における希薄化を 一定程度抑制することができるものと認識しております。

また、本新株予約権は、割当先との協議により、株価等が合意した一定条件をクリアしている場合、会社の行使指示に従い、行使していただける旨を合意する予定であり、これにより、必要な資金を調達できる可能性が高くなりますが、条件がクリアされない場合等には、新株予約権が行使されず、想定通りの調達ができない可能性がありますが。そのような状況に至った場合、当社といたしましては、コンテンツホルダーとの協議進捗や事業の進捗により今後回収可能な資金を睨みながら、当社単独での調達が難しい場合には、コンテンツ事業の一部につき、資金力のある法人・個人と共同で事業に取り組むことも視野に入れてまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件増資における第三者割当による新株式及び新株予約権の発行等で調達する資金約2,000 百万円は、パチンコ・パチスロ遊技機向けコンテンツの各種権利購入費用等の資金として約1,800 百万円、運転資金等として約200 百万円を充当する予定であります。

なお、当該調達資金を優良なコンテンツの取得に充当することで、収益の向上が期待できるとの判断から、現状の当社において、必要な投資であると認識しております。

前回増資により調達した資金と、今回の調達資金を活用し、特にコンテンツ事業を積極的に展開することが、株主価値の向上に繋がるものと考えております。

当社といたしましては、これらの点から、資金使途に関して合理性はあるものと判断 いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

(ア) 新株式の発行価額

本新株式の1株当りの発行価額につきましては、平成28年10月17日の決議にあたり、割当先とも協議の上、当該新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成28年10月14日)の株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格(以下「終値」といいます。)である80円に0.9を乗じて得た価額を下回ることがないように考慮し、72円といたしました。

発行価額の算定にあたっては、出来うる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社といたしましては、市場環境等による経済情勢の変化及び決算発表等これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容等を踏まえた上で、直近における当社

株価の動きが、特段不安定な動きをしているものではないことから、特殊な要因の影響はないものと認識し、終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社のファンダメンタル・バリューを形成しているものと判断したものであります。

当該新株式の発行価額は、当該発行に係る取締役会決議の前営業日の終値より 10% ディスカウントといたしました。なお、当該ディスカウント率は、発行価額について取締役会決議の前営業日の終値に 0.9 を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会(以下、「日証協」という。)の自主ルールにも準拠しております。

10%ディスカウントの理由といたしましては、今回の増資に関する意向表明にあたり、新株式の割当予定先から、当社の事業について理解はいただいているものの、株価下落リスクもあるため、ディスカウント価格で引受けることにより株価下落損失を最小限化したいとの意向が示されました。当社といたしましては、ディスカウント発行を行えば株主間の平等が得られない可能性があることから、割当予定先との交渉を重ねましたが、今回の調達する資金を活用することで、当社の業績向上に繋がることが期待されること、今後の取り組みにおいて、合同会社への出資者との協調関係が構築できること等を勘案し、これを応諾してでも資金調達を実現させることが、再生への早道であり、結果として企業価値の向上に繋がるものと判断し、日証協の自主ルールに沿って決定したものであります。

なお、当該新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日を基準に計算すると、直近6ヶ月間の終値平均が68.60円、直近3ヶ月間の終値平均が77.20円、直近1ヶ月間の終値平均が79.89円となります。上記1株当りの発行価額は、上記いずれの終値平均に対しても10%を超えるディスカウント率とはなっておらず、当社といたしましては、前日終値を基準に日証協の自主ルールに準拠して算定した発行価額は、割当先に特に有利な条件で発行するものではないと判断いたしました。

また、発行条件が割当先に対して特に有利でないことに係る適法性に関する監査等委員会からは、「当社の株式の取引価格に悪影響を及ぼす情報開示が恣意的に控えられてないか、好影響を及ぼす情報の開示が恣意的になされていないか等、当社の株式の取引価格が当社のファンダメンタル・バリューを表しているとはいえない特段の事情の有無を検証し、現時点で、当社の株式の取引価格に悪影響を及ぼす情報開示が恣意的に控えられておらず、且つ、好影響を及ぼす情報の開示が恣意的になされていないとの判断の下、前日終値が当社の企業価値を適正にあらわすものと考えられること、本第三者割当増資を行うことにより財務基盤を強化し、再生に向けた取り組みを推進することで、結果として既存株主のデメリットを最小化することができること等を総合的に勘案し、本新株式の発行価額は割当先に特に有利ではなく適法であるものと判断している。また、ディスカウント率につきましても、日証協指針に準拠していることに加え、本件増資により資金を調達することで早期再生に向け前進することが期待でき、企業

価値向上につながるとの会社の考え方に一定の理解ができることに加え、他に割当先がいない現状を鑑み、日証協の自主ルールに沿って決定されており、適法であるとの判断している」との意見を得ております。

(イ) 新株予約権の発行価額

本新株式の 1 株当りの発行価額につきましては、当社と取引関係のない独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ(株)(東京都千代田区永田町1丁目11番28号、代表者:能勢元、以下「東京フィナンシャルアドバイザーズ」といいます。)に発行決議日前日を基準日として算定を依頼しました。

a. 第3回新株予約権の発行

当該第三者評価機関からは、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価 80 円 (平成 28 年 10 月 14 日の終値)、権利行使価額 72 円、ボラティリティ 56. 19% (平成 26 年 9 月から平成 28 年 9 月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート-0. 283% (平成 30 年 9 月 20 日償還の国債レート)、割引率 36. 17% (割引率として、リスクフリーレート-0. 283%+市場リスクプレミアム 8. 6% ※対市場 β 0. 739+クレジットコスト 30. 10%から算定した修正 CAPMを利用)、配当率 0 %、第 3 回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、第 3 回新株予約権は 1 個につき 1. 108 円 (1. 108 円/株) との評価である旨の報告を受けており、割当先と協議の上、当該評価額を発行価額といたしました。

当社といたしましては、本新株予約権により調達する資金を、当初、新株発行により調達する予定で割当先と協議を開始しており、当社側の要請により、新株予約権による調達に変更した経緯から、割当先と協議の上、新株式の発行価格と同額の行使価額を設定しておりますが、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズが、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、本新株予約権の評価額を算定していることを鑑み、本新株予約権の行使価額の設定方法については、問題ないものと認識しております。

また、第三者評価機関による評価額が、第3回新株予約権の時価であるものと認識しており、本新株予約権の払込金額1.15円は、本新株予約権の時価(1個当り1.108円)を下回らないことから、本新株予約権の発行は、割当先に特に有利な条件で発行するものではないと判断いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載 致します。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成30年11月1日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。
- ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしておりますが、株価が行使価額に代替的資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替的資金調達コストは修正 CAPM により算定した株主資本コスト 6.07%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 30.10%を加えた 36.17%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額 72 円に代替的資金調達コスト分 26 円を加えた 98 円としております。発行体による行使指示のタイミングが、発行体による取得条項発動のタイミングと同一と仮定していることから、「行使指示」については算定上加味しておりません。
- iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり35,300株(平成26年10月15日から平成28年10月14日までの日次売買高の中央値である353,000株の10%小数点第一位を切り上げ)ずつ売却できるものとする(日次売買高の10%という数値につきましては、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な評価機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。)。
- iv. その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当り1.108円)を下回ることのないように、本新株予約権の払込金額を1.15円といたしました。

なお、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズによる第 3 回新株予約権と第 4 回新株予約権の評価算定において、付帯条件が異なるにもかかわらず、これらの評価結果が等しくなっていることについて、企業価値の最大化に向けた行動としては、株価が一定水準に達した際に、行使指示、行使制限を発動することが最適行動となりますが、算定における理論上は、行使制限は選択せず、早期行使を促す任意取得条項の発動若しくは、行使指示を採用するという計算上の前提を

おいており、これらの前提によれば行使指示条項・発動タイミングが発行体における取得条項の発動タイミングと同一と仮定していることから、結果として算定結果が同一となることは妥当であるものと判断しております。

また、当社監査等委員会からは、東京フィナンシャルアドバイザーズとは、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、払込金額の算定にあたり算定機関である東京フィナンシャルアドバイザーズが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモデルを用いて公正価値を算定していること等を考慮し、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を得ております。

b. 第4回新株予約権の発行

当該第三者評価機関からは、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価 80 円 (平成 28 年 10 月 14 日の終値)、権利行使価額 72 円、ボラティリティ 56. 19% (平成 26 年 9 月から平成 28 年 9 月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート-0. 283% (・平成 30 年 9 月 20 日償還の国債レート)、割引率 36. 17% (割引率として、リスクフリーレート-0. 283% + 市場リスクプレミアム 8. 6%×対市場 β 0. 739+クレジットコスト 30. 10%から算定した修正 CAPMを利用)、配当率 0%、第 4 回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の総額買受契約契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、第 4 回新株予約権は 1 個につき 1. 108 円 (1. 108 円/株) との評価である旨の報告を受けており、割当先と協議の上、当該評価額を発行価額といたしました。

当社といたしましては、本新株予約権により調達する資金を、当初、新株発行により調達する予定で割当先と協議を開始しており、当社側の要請により、新株予約権による調達に変更した経緯から、割当先と協議の上、新株式の発行価格と同額の行使価額を設定しておりますが、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズが、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、本新株予約権の評価額を算定していることを鑑み、本新株予約権の行使価額の設定方法については、問題ないものと認識しております。

また、第三者評価機関による評価額が、第4回新株予約権の時価であるものと認識しており、本新株予約権の払込金額1.15円は、本新株予約権の時価(1個当り1.108円)を下回らないことから、本新株予約権の発行は、割当先に特に有利な条件で発行するものではないと判断いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載 致します。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成30年11月1日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。
- ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしておりますが、株価が行使価額に代替的資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替的資金調達コストは修正 CAPM により算定した株主資本コスト 6.07%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 30.10%を加えた 36.17%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額 72 円に代替的資金調達コスト分 26 円を加えた 98 円としております。※発行体による行使指示のタイミングが、発行体による取得条項発動のタイミングと同一と仮定していることから、「行使指示」については算定上加味しておりません。また、「行使制限」についても、発行体による行使制限のタイミングが、発行体による取得発動のタイミングと同一と仮定していることから加味しておりません。
- iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり35,300株(平成26年10月15日から平成28年10月14日までの日次売買高の中央値である353,000株の10%小数点第一位を切り上げ)ずつ売却できるものとする(日次売買高の10%という数値につきましては、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な評価機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。)。
- iv. その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当り1.108円)を下回ることのないように、本新株予約権の払込金額を1.15円といたしました。

なお、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズによる第 3 回新 株予約権と第 4 回新株予約権の評価算定において、付帯条件が異なるにもかかわら ず、これらの評価結果が等しくなっていることについて、企業価値の最大化に向け た行動としては、株価が一定水準に達した際に、行使指示、行使制限を発動することが最適行動となりますが、算定における理論上は、行使制限は選択せず、早期行使を促す任意取得条項の発動若しくは、行使指示を採用するという計算上の前提をおいており、これらの前提によれば行使指示条項・発動タイミングが発行体における取得条項の発動タイミングと同一と仮定していることから、結果として算定結果が同一となることは妥当であるものと判断しております。

また、当社監査等委員会からは、東京フィナンシャルアドバイザーズとは、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、払込金額の算定にあたり算定機関である東京フィナンシャルアドバイザーズが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモデルを用いて公正価値を算定していること等を考慮し、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件増資により増加する新株式は、発行する新株式及び新株予約権が全て行使された場合、27,760,000 株(議決権ベースで27,760 個)で、現在の発行済株式数46,238,220 株の60.04%(議決権を有しない株式として188,220 株を控除した議決権46,050 個ベースで60.28%)にあたります。なお、本件増資の前6ヵ月以内に発行された株式を考慮した場合の増加する新株式は35,635,000 株(議決権ベースで35,635 個)で、前回増資の前の発行済株式数38,363,220 株の92.89%(議決権を有しない株式として188,220 株を控除した議決権38,175 個ベースで93.35%)にあたります。

当社といたしましては、新株発行によるコンテンツ事業資金を早期に調達することで、いわゆる「パチンコ釘問題」の対応でニーズの見込まれるコンテンツを確保することができれば、収益機会を拡大することができるものと考えており、これにより業績の早期回復を図ることにより、企業価値向上が期待されること、資金調達により、当社の与信力が向上し、より多くの情報を入手することで将来の業績の積み上げが期待できること等から、本件増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

また、本件増資により発行される株式の合計 27,760,000 株を、本新株予約権の行使期間である 2年間(1年間の営業日を 245 日として計算)にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の 1日当たりの売却数量は約 57,000 株となり、これは当社株式の直近 6ヵ月間における 1日当たりの平均出来高約 1,420,000 株に対して約 4.0%に相当し、十分に市場で円滑に売却できる水準であると考えております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1)	名称	コロンビア合同会社		
(2)	所在地	東京都港区虎ノ門二丁目3番22号		
(3)	設立根拠等	会社法に関する法律		
(4)	会社の目的	株式の保有、売買並びにそ	その他の投資事業	
		経営コンサルタント業		
(5)	会社成立日	平成27年8月12日		
(6)	資本金の額	100千円 (コロンビアH	ID合同会社100%出資)	
(7)	代表社員の概要	名称	コロンビアHD合同会社	
		所在地	東京都港区虎ノ門二丁目3番22号	
		職務執行者の氏名	職務執行者 大木 智子	
		事業内容	株式の保有、売買並びにその他の投	
			資事業、その他	
		資本金	100千円	
(8)	上場会社と当該フ	上場会社と当該ファンド	該当事項はありません。	
	アンドとの間の関	との間の関係		
	係	上場会社と業務執行組合	該当事項はありません。	
		員との間の関係		

- (注) 1 なお、割当先、当該割当先の役員又は社員が暴力団等とは一切関係がないことを確認して おり、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。
 - 2 コロンビアHD合同会社との平成 28 年 10 月 11 日締結した金銭消費貸借契約により金 10 億 1 百万円を借り入れております。

(1)	名称	コロンビアHD合同会社			
(2)	所在地	東京都港区虎ノ門二丁目3番22号			
(3)	設立根拠等	会社法に関する法律	会社法に関する法律		
(4)	会社の目的	株式の保有、売買並びにその他の投資事業			
		経営コンサルタント業			
(5)	会社成立日	平成27年8月12日			
(6)	資本金の額	100千円 (一般社団法人コロンビア100%出資)			
(7)	代表社員の概要	名称	一般社団法人コロンビア		

		所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号
			三富ビル新館2階
		職務執行者の氏名	職務執行者 福満 孝浩
		事業内容	株式の保有、売買並びにその他の投
			資事業、その他
		資本金	100千円
(8)	上場会社と当該ファ	上場会社と当該ファンド	該当事項はありません。
	ンドとの間の関係	との間の関係	
		上場会社と業務執行組合	該当事項はありません。
		員との間の関係	

- (注) 1 なお、割当先、当該割当先の役員又は社員が暴力団等とは一切関係がないことを確認して おり、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。
 - 2 営業者であるコロンビアHD合同会社との匿名組合出資契約に基づき、各出資者の氏名、属性は開示を控えさせていただきます。なお、出資者は、法人1社、個人15名であります。

名前		長谷川 隆志
住所		東京都港区赤坂
職業の内容		個人投資家
上場会社と当該個人の関係	出資関係	なし
資金関係 技術関係		該当事項なし
		該当事項なし
		該当事項なし
		該当事項なし

(注) なお、割当先は暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会 社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

①第三者割当増資の割当先について

新株式の割当先であるコロンビア合同会社は、当社株式を所有する目的で設立された会社であります。今回の第三者割当増資を引き受けるに当たりコロンビアHD合同会社より当該資金を借り入れております。また、コロンビアHD合同会社は、大手芸能事務所及び大手芸能事務所の取引先である企業の役員の方々より匿名組合出資をうけ、コロンビア合同会社に営業目的であります増資資金の貸付を行っております。

増資の引受を表明いただいた方々は、大手芸能事務所及び大手芸能事務所の取引先である企業の役員の方々であるため、これらの方々から調達した資金を、ある特定の大手芸能事務所等が権利を有するコンテンツの取得費用に充当することに差支えがあり、また、一部の大手芸能事務所のみとの資本提携は得策でないとの判断から、匿名組合出資によるコロンビアHD合同会社を、増資資金を貸し付けることを営業目的とする会社とし、その貸付先の1社がコロンビア合同会社であり、コロンビア合同会社は当社の株式を保有することのみを目的とした会社とする当スキームを採用するに至りました。

②新株予約権の割当先について

新株予約権の割当先である長谷川氏は、当社の取引先である大手コンテンツホルダーの社長からの紹介であり、コンテンツ業界に対する知見、造詣が深い資産家であります。また、長谷川氏は、十分な資金を保有しており、迅速かつ柔軟に本新株予約権への申込、行使に対応でき、当社の状況を理解され、将来性に期待をいただき、今回の割当先として選定いたしました。

また、新株式の割当先であるコロンビア合同会社、割当先への貸付人であるコロンビアHD合同会社及び新株予約権の割当先である長谷川氏が、暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否かについては、当該割当先等への聴取により確認するとともに、当該割当先等に関して、第三者調査機関であります株式会社トクチョー(所在地:東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号、代表者:荒川一枝)に調査を依頼し、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

さらに、割当先から特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。

コロンビアHD合同会社の出資者である一般社団法人コロンビア及び各匿名組合出 資者につきましても、アセットレボリューションが、日経テレコンにおける500媒体 以上の過去の反社記事検索を行う他、WEB検索を行い、さらにアセットレボリューションが正会員である第二種金融商品取引業協会の反社チェックを実施し、金商法業者として必要な確認作業を行った上で、各匿名組合出資者が問題ない旨の報告を得ており、当社としても当該確認結果を受領し、問題ないことを確認しております。また、当社においても、対象者に関する風評等の情報を、当社取引先等にヒアリングを行った結果、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。 契約締結面談時においても、アセットレボリューションが、各匿名組合出資者への聴取により、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

さらに、アセットレボリューションが、各匿名組合出資者から、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。

(3) 割当先の保有方針

(ア) 新株式の割当先

新株式の割当先のコロンビア合同会社の保有方針に関しましては、特段の取り決めは無く、あくまでも純投資とのことであり、株価次第では売却する可能性があるとのことであります。

また、各匿名組合出資者の意向等により、コロンビア合同会社が清算され、且つコロンビア合同会社が保有する株式を匿名組合出資比率に応じて出資者に現物を分配した場合、各出資者が当社の株主となる可能性がありますが、各出資者の保有方針は確認しておりません。

(イ) 新株予約権の割当先

新株予約権の割当先である長谷川氏の保有方針に関しましては、特段の取り決めは無く、あくまでも純投資とのことであり、株価次第では売却する可能性があるとのことであります。

当社といたしましては、新株式発行により新たに発行される株式及び新株予約権の 行使により発行される株式が、早期に売却される可能性はあるものの、当社が早期再生 を図り、成長路線に戻すことで、企業価値の向上に努めることが、現状考えられる最良 の選択であると判断しており、割当先の保有方針はやむを得ないものと判断いたしま した。

なお、当社と新株式の割当先であるコロンビア合同会社との間における本件増資に係る割当新株式について、本新株式払込期日であります平成28年11月2日から2年間以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき確約を得る予定であります。

また、各匿名組合出資者の意向により、コロンビア合同会社が清算された場合、各出 資者が当社の株主となる可能性がありますが、各出資者についても同様の確約を得る 予定であります。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

今回の割当先であるコロンビア合同会社が今回の第三者割当による新株式の発行に関 し準備した資金は、銀行の取引口座の残高を残高明細により確認するとともに、これら の資金をもって、払込みが可能である旨聴取しております。

また、新株予約権の割当先である長谷川氏からは、通帳の写しを受領し、同氏が、本件増資により発行する第3回及び第4回新株予約権の一部につき行使可能な資金を有していることを確認しております。

なお、同氏からは、新株予約権の行使に際して、同氏の保有する資金(今後入金する 見込みの資金を含む)及び同氏が保有する当社株式(今後取得する株式を含む)の一部 を売却して回収する資金により行使する可能性がある旨の意向を示されております。

当社といたしましては、入手した通帳の写し及び同氏へのヒアリング等により、同氏が相応の資金を有していると考えられることに加え、必要に応じて、保有株式を一部譲渡することにより、行使資金を確保することが可能と思われること等から、払込みに関する資金の確保には問題ないものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

割当先からは当社株式の借株を行わない旨、報告を受けております。また、当社株式の貸株を行わない旨合意しております。

(6) その他の事項

当社及び割当先との間には、その他特段の付帯契約がないことを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成 28 年 9 月 30 日現在)			募集後			
			(新株	式の第三	者割当増資後)	
森田 浩章	7,875,000 株	17. 03%	コロンビア合同名	会社	13,880,000 株	23.09%
保坂 政二三	700,000 株	1.51%	森田 浩章		7,875,000 株	13.10%
水野 親則	694,000 株	1.50%	保坂 政二三		700,000 株	1.16%
楽天証券株式会社	574,000 株	1. 24%	水野 親則		694,000 株	1.15%
むさし証券株式会社	525,000 株	1.14%	楽天証券株式会社	社	574,000 株	0.95%
株式会社 SBI 証券	431,000 株	0. 93%	むさし証券株式会	会社	525,000 株	0.87%
日本証券株式会社	359,000 株	0.78%	株式会社 SBI 証	券	431,000 株	0.72%
小川 博司	319,000 株	0. 69%	日本証券株式会社	往	359,000 株	0.60%
糸田 愛	305,000 株	0.66%	小川 博司		319,000 株	0.53%
マネックス証券株式会 社	284,000 株	0. 61%	糸田 愛		305,000 株	0.51%

募	集後			
(今回の新株予約権が全て行使された場合)				
コロンビア合同会社	13,880,000 株	18.76%		
長谷川 隆志	13,880,000 株	18.76%		
森田 浩章	7,875,000 株	10.64%		
保坂 政二三	700,000 株	0.95%		
水野 親則	694,000 株	0.94%		
楽天証券株式会社	574,000 株	0.78%		
むさし証券株式会社	525,000 株	0.71%		
株式会社 SBI 証券	431,000 株	0.58%		
日本証券株式会社	359,000 株	0.49%		
小川 博司	319,000 株	0.43%		

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
 - 2. 募集前の大株主構成は平成 28 年 3 月末日時点の株主名簿を基に、平成 28 年 5 月 12 日 払込みの第三者割当増資による増加分を加味し、平成 28 年 9 月 30 日までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果に基づいて作成しております。

8. 今後の見通し

本件増資による今期業績への影響については、今後判明し次第速やかにお知らせいたします。

(企業行動規範上の手続き)

- 企業行動規範上の手続きに関する事項
- 5(2)[発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠]において記載の通り、本件増資による希薄化率は、60.04%(議決権ベースで60.28%)でありますが、本件増資の前6ヵ月以内に発行された株式を考慮して算出される希薄化率は92.89%(議決権ベースで93.35%)となります。

本件増資は、25%を超える希薄化を伴うものであるので、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定めに対応するため、当社は、本件増資を行うこととした判断の妥当性を担保するための措置として、以下に述べる措置を採っております。

まず、当社は、本件増資に至る意思決定過程における恣意性を排除するため、早坂・早稲本法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

また、当社は、定時株主総会の開催が予定されている時期ではなく、時間的制約から臨時株主総会を開催して株主総会決議による株主の意思確認を行うことができないものの、本件増資に係る発行条件及び手続の公正性を担保するという観点から、厳格なプロセスを経て本件増資を行うか否かを決定することが望ましいと判断し、本件増資に至る手続並びに本件増資に係る発行条件の決定プロセスにおいて既存株主を害する不公正が生じることを回避するべく、自らの取締役会の諮問機関として、当社から一定程度独立した者である大塚あかり弁護士(松尾綜合法律事務所)(注 1)及び監査等委員である西片大会計士並びに松尾慎祐弁護士の3名から構成される第三者委員会(以下、「本第三者委員会」といいます。)を平成28年8月23日付で設置し、本第三者委員会に対して本件増資に関する諮問を行いました。なお、各委員とも当社との資金の貸借やその他継続取引等はなく、経営者から一定程度の独立性が確保されております。

本第三者委員会は、調査・検討の充実を期するため、設置後直ちに2名の当社役職員を調査して選任し、調査体制を整え、資料収集と調査にあたらせました。本第三者委員会は、これまでに平成28年9月8日、9月23日、9月30日、10月11日の計4回の委員会と、委員の指示によって調査員連絡会を適宜開催したほか、当社代表者である森田その他関係者のヒアリングを実施し、委員間で綿密な連絡を取り合うなどして慎重な調査・検討を行いました。

その結果、当社取締役会は本第三者委員会より以下の内容(括弧内は答申書を引用したもの)の答申書を平成28年10月14日付けで入手しております。

『1 本増資の必要性(本増資を行う理由の妥当性)

貴社において、本増資により資金調達を行う理由には一応の合理性が認められ、本増資により資金調達を行う必要性が認められる。

貴社は、平成23年3月期よりGC注記(継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象 又は状況が存在している)を継続して付しており、再建のために収益基盤を強化しなければ ならない状況にある。

この点、貴社は、前回増資を実施し、これにより得た資金により取得したコンテンツ事業により、コンテンツ事業の再建の途についたところであるが、いわゆる「パチンコ釘問題」というマーケット環境が、再生に向けた追い風になると考えている。すなわち、貴社は、この問題による新台入れ替えに際して、コンテンツのニーズが高まると考えており、できるだけ速やかに優良なコンテンツの権利を得ることが出来れば、業績向上に大きく前進するものと認識している。

そのため、貴社は、現在、コンテンツ取得に向けライセンサーと協議しているが、少なくとも 20 億円程度の資金が機動的に調達可能な状況にできなければ、取引関係者等との協議自体を進めることが難しいといえ、第三者割当増資による資金調達が必要であると判断しているとのことである。

また、本増資の規模についても、有力なコンテンツの取得及び貴社の運転資金に充当する 必要性に対応したものである。しかも、現時点において、コンテンツの協議が完了している わけではなく、今後の協議によっては、取り組みが出来ない可能性や、現在協議の進んでい ないコンテンツの取得資金に変更となる可能性があることから、単に発行済株式の希薄化 が生じ、業績向上につながらないまま、手元に資金が残るだけという状況に陥る可能性も否 めず、そのため、半額の10億円を、新株発行ではなく、新株予約権(しかも行使条件の異 なる2種類のもの。)により資金調達しようとしたことにも一応の合理性が認められる。

さらに、本増資の割当先のうち、長谷川氏については、貴社の説明内容からすると、事業 展開の協力を得ることができ、有用であると認められる。

以上より、貴社において、本増資により資金調達を行う理由には一応の合理性が認められ、 本増資により資金調達を行う必要性が認められる。

2 本増資の相当性

当委員会は、次のとおり、本増資の適法性、本増資の他の資金調達手段との比較における相当性も認められるうえ、本増資に係る条件の相当性が認められることから、本増資による本新株及び本新株予約権の発行は相当性があると判断する。

(1) 本増資の適法性について

ア 有利発行該当性

(ア) 本新株発行について

本増資のうち本新株の発行は、以下のとおり有利発行に該当するものではない。

すなわち、上記のとおり、本引受価格は、基準日の東京証券取引所における貴社普通株式 の終値から 10%ディスカウントした価格である。かかる発行価額は、日本証券業協会「第 三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものである。

そして、上場株式等市場価格のある株式の第三者割当が、発行決議の直前営業日の終値に 0.9 を乗じた価額を発行価額の下限とするという上記指針に準拠した条件で行われる場合、 当該終値が異常な事実の影響を受けて形成されたなどの特別の事情がない限り、当該第三 者割当は、「特に有利な金額」(会社法 199条 3項)によるものではないと一般に解されている。そして、本増資のうち本新株の発行において、上記のような特別の事情は存在しないから、本引受価格は、「特に有利な金額」に該当しない。

したがって、本増資に係る本新株式の発行価額(本引受価格)は、「特に有利な金額」に該当せず、本増資のうち、本新株式の発行は有利発行による第三者割当には該当しないといえる(同法 201 条 1 項・199 条 3 項参照)。

(イ) 本新株予約権発行について

本新株予約権発行は、以下のとおり有利発行に該当するものではない。

本新株予約権発行における払込金額は、第3回新株予約権が新株予約権1個当たり1.15円、計7,981,000円であり、第4回新株予約権が新株予約権1個当たり1.15円、計7,981,000円である。

新株予約権の払込金額が「特に有利な金額であるとき」(会社法第 238 条第 3 項第 2 号) とは、発行時点における新株予約権の公正な価値を著しく下回る払込価格で会社が当該新 株予約権を発行することをいう。そして、新株予約権の公正な価値とは、権利行使価額、交 付される株式の時価、当該株式のボラティリティー、行使期間、金利、剰余金配当の影響、 新株予約権の行使による希薄化の影響等を要素にオプション評価理論を用いて算出される ものをいうと解されている。

これを本件についてみると、本新株予約権発行の各払込金額は、貴社が貴社から独立した 第三者評価機関である東京 FA に価額算定を依頼し、同社において、上記行使価額)、貴社株 式の株価及びボラティリティー、権利行使期間、金利、取得条項が付されていること、本新 株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性、貴社の信用リスク等を要素に、一 般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて合理的に算出され た各公正価額以上である。 そこで、上記払込金額は、本新株予約権の公正価格を著しく下回るものとは認められない ことから、「特に有利な金額」には当たらないと認められる。

イ その他、本増資の適法性に関する事項

上記のほか、本増資の適法性に疑義を生じさせる事由は見当たらない。ただし、当委員会は、本増資が「著しく不公正な方法」(会社法第210条第2号、第247条第2号)により行われたものであるか否かについては、意見を明示的に述べるものではないが、本調査の範囲においては、本増資が「著しく不公正な方法」によって行われたと推認させる事情は見当たらない。

(2) 本新株及び本新株予約権の発行(第三者割当)を選択することの相当性

ア 資金調達方法の相当性

貴社が資金調達の方法として、借入、新株式発行等でなく、本増資を選択した理由は、まず、借入については、現状の貴社の財務状況やGC注記が付された状況では、金融機関等における貴社の信用状態は良好とは言い難く、貴社への融資に関して、金融機関としては慎重にならざるを得ない状況であった。さらに、調達する資金の使途は、コンテンツの取得資金であり、調達した資金で取得するコンテンツの権利が担保に供することに馴染まず、貴社の現状では、追加で担保提供できる様な資産を有していないことに加え、優良なコンテンツ獲得のためには、まとまった資金を早期に確保する必要があるため、借入れによる資金の調達は困難であるといえ、資本性の資金調達が適切であると判断したことに、一応の合理性が認められる。

そして、公募増資あるいはライツ・オファリングを実施しても、現状の貴社の財務基盤や業績、出来高や株価の動向を鑑みると、新たなコンテンツ獲得に必要な約20億円の資金を調達するに十分な応募を見込むことは困難であるものと想定されること、早期に調達の目途をたてることが重要であると思われたこと等から、貴社の現状に理解をした投資家を対象とする第三者割当という方法を選択するのが最適であるという結論に至ったことにも、一応の合理性は認められる。

そして一度に大幅な希薄化が生じることを少しでも軽減すべく、本新株式の発行により約 10 億円を調達し、今後のコンテンツ獲得に関する協議の進捗に合わせ、機動的に調達できるよう、本新株予約権の発行・行使により約 10 億円を調達することとしたことにも、一応の合理性が認められる。

したがって、貴社が資金調達の方法として本増資を選択したことについては、相当性が認められると思料する。

イ 割当先の相当性

(ア) 本新株の割当先について

貴社の説明によると、本新株の割当先をコロンビア合同会社を選定した理由は、当初の目論見から匿名組合出資の出資者に変更があったことから、同社は、純粋に資金を拠出するものであるが、上記の新株発行スキームが採用された経緯及び匿名組合出資に長谷川氏が参加することからすれば、同社から資金拠出を受けることについては、コンテンツの確保を含む単に資金を受ける以上の効果がある可能性も残されているところである。また、貴社の現状に鑑みると同社以外を本新株の割当先にすることは事実上困難であると思われるし、既に同社が本新株式の払込資金全額の準備を完了させていているとのことである。さらに、貴社等の調査の結果によると、同社及び同社の関係者(匿名組合出資の出資者を含む)は、反社会的勢力とも認めらない。

これらの事情に鑑みれば、同社に本新株を割り当てることについて、相当ではないという 積極的な理由は見いだせない。

(イ) 本新株予約権の割当先について

貴社の説明によると、本新株予約権の割当先に長谷川氏を選定した理由は、同氏の経歴及び同氏が割当先に選定された経緯からすれば、同氏から貴社の事業運営に協力を得られることが期待出来る。また、貴社の現状に鑑みると同氏以外を本新株予約権の割当先にすることは事実上困難であると思われるし、既に同氏が本新株予約権の払込資金や行使に要する資金のかなりの部分の準備を完了させているとのことである。さらに、貴社等の調査の結果によると、同人は、反社会的勢力とも認められない。

これらの事情に鑑みれば、同人に本新株予約権を割り当てることについて、相当ではないという積極的な理由は見いだせない。

(3) 本増資に係る本新株及び本新株予約権の発行条件の相当性

本増資による本新株発行及び本新株予約権の各発行条件については、以下のとおり、相当性が認められると思料する。

まず、上記(1)ア(ア)及びイ(ア)のとおり、本新株発行及び本新株予約権の各払込価格については、公正価値と同額か、それを上回る金額である。

次に、本新株予約権の行使価格を含む発行条件についても、行使条件等の異なる第3回新 株予約権及び第4回新株予約権を発行することとされ、これにより、資金ニーズがない場合 は、取得条項や第4回に付している停止指定により、希薄化を抑制することが可能となるこ とに加え、行使指示により、割当先に新株予約権を行使させることで、ニーズに合わせた機動的な資金調達ができる可能性が高まるものと期待され、且つ、本氏株予約権の行使価格も同時に決議される本新株発行の発行価格と同額であり、上記の理由から適正価格であると評価出来ることからすれば、一応の合理性が認められるところである。

さらに、本増資による発行数量及びそれに伴う希薄化率についてであるが、本件増資により増加する新株式は、発行する新株式及び新株予約権が全て行使された場合、27,760,000 株 (議決権ベースで 27,760 個) で、現在の発行済株式数 46,238,220 株の 60.04% (議決権を有しない株式として 188,220 株を控除した議決権 46,050 個ベースで 60.28%) である。また、本件増資の前 6 ヵ月以内に発行された株式を考慮した場合の増加する新株式は35,635,000 株 (議決権ベースで 35,635 個) で、前回増資の前の発行済株式数 38,363,220 株の 92.89% (議決権を有しない株式として 188,220 株を控除した議決権 38,175 個ベースで93.35%) であるから、結果として既存株式の希薄化が生じることとなることが見込まれるものである。

しかしながら、本増資によって、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであるから、本増資による発行数量及び希薄化の規模は、貴社の少数株主にとっても、合理的であると認められ、それを覆すに足りる特段の事情は認められない。

すなわち、上記のとおり、他の資金調達方法との比較では本増資が最も有効かつ確実な資金調達方法なのであるが、この方法によれば既存株式の一定の希薄化は免れ得ない。そこで、希薄化が生じてもそれによる少数株主の損失を回復させるに足る効果が見込まれれば、その希薄化率は合理的なものにとどまるということができる。そして、貴社の説明によると、本増資は、新コンテンツの取得により、貴社の収益基盤を強化して将来の利益に対する期待を高めることにつながり、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資するとのことであり、その点において、本増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的である。

加えて、第三者割当による希薄化率は必要な資金調達の規模と連動せざるをえないところ、本増資における必要な資金規模に関しては、コンテンツの取得及び貴社の運転資金のため必要な金額に連動しており、これら資金調達の必要性が認められる以上、希薄化率が合理的範囲を逸脱していないとの判断を覆すに足る理由は見出せない。

したがって、本増資による本新株及び本新株予約権発行の条件については、相当性が認められると解する。

(4) 小括

以上より、本増資による本新株及び本新株予約権の発行は適正であり、第三者割当という 方法が他の資金調達手段に優越することも認められるうえ、本増資の条件の相当性が認め られ、本増資による新株発行の相当性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められ ない。

3 結論

以上のとおりであるから、第三者委員会としては、本増資は、貴社にとって、必要かつ相当なものと認められるものと思料するところである。

以上のような本第三者委員会から提出された答申を最大限尊重して、当社取締役会は、当 社事業価値の向上及び当社株主利益の確保その他本件増資に係る発行条件の公正性の確保 などの観点から慎重な審議を行い、本件増資を行うことを出席取締役全員一致で決議いた しました。

(注 1) 当社と大塚あかり弁護士(松尾綜合法律事務所)との間には、これまでに、顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

					平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売		上		高	1,322 百万円	876 百万円	205 百万円
営	業	:	利	益	△112 百万円	5 百万円	百万円
経	常	:	利	益	△107 百万円	5 百万円	△52 百万円
当	期	純	利	益	△179 百万円	4 百万円	△53 百万円
1 1	朱当たり	り当	期純	利益	△4.69 円	0.11 円	△1.41円
1	株当な	こ り	配	当 金	-円	-円	-円
1	株当な	こり	純	資 産	1.66円	1.77 円	0.36円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成28年9月末日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	46, 238, 220 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) に	0 株	0.00%
おける潜在株式数		·
下限値の転換価額(行使価額)に	0 株	0.00%
おける潜在株式数	0 11	0.0078
上限値の転換価額(行使価額)に	0.00%	
おける潜在株式数	0 株	0.00%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 26 年 3 月期末日	平成27年3月期末日	平成28年3月期末日
始 値	94 円	87 円	35 円
高 値	94 円	88 円	36 円
安 値	91 円	86 円	35 円
終値	93 円	87 円	35 円

② 最近6か月間の状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
始	値	35 円	53 円	64 円	69 円	82 円	77 円
高	値	65 円	67 円	74 円	83 円	86 円	88 円
安	値	32 円	47 円	51 円	64 円	68 円	70 円
終	値	50 円	61 円	67 円	80 円	78 円	84 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 28 年 10 月 14 日
始 値	81 円
高 値	82 円
安 値	79 円
終値	80 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

発	発 行 期 日					日	平成 28 年 4 月 26 日
調	達資金の額		額	300,000,000円 (差引手取概算額)			
発	行 価 額				額	1 株当り 40 円	
募	集	時	に	お	け	る	20 202 200 1/4
発	行	澬	f :	株	式	数	38, 363, 220 株
当	該	募	集	に	ょ	る	7,875,000 株
発	行	ŕ	株	Į	式	数	7, 875, 000 採
募	集	後	に	お	け	る	46, 238, 220 株
発	行	済	株	式	総	数	40, 230, 220 1/4
割			当			先	森田 浩章 7,875,000 株
							ブロス社のコンテンツ事業における一取引の契約 200 百万円
発	行	時	に	お	け	る	上の地位の譲渡に係る費用
当	初	\mathcal{O}	資	金	使	途	アミューズメント事業における新規出店費用 10 百万円
						運転資金等 90 百万円	
発	行	時	に	お	け	る	平成 28 年 5 月頃から平成 29 年 3 月頃まで随時。
支	出	子	· /	定	時	期	平成 26 平 5 月頃かり平成 29 平 5 月頃ま 0 随时。
							ブロス社のコンテンツ事業における一取引の契約上の地位の譲渡に係る費用
邛田	時	上	17	4.3	14	7	として 200 百万円が充当済みであります。
現去	叶		に		け	る	アミューズメント事業における新規出店費用として3百万円が充当済みであ
充		当		状		況	ります。
							運転資金等として 68 百万円が充当済みであります。

IV. 主要株主である筆頭株主の異動

(1) 異動が生じた経緯

本件増資による新株式発行に伴い、主要株主である筆頭株主の異動が発生する見込みであります。

(2) 主要株主である筆頭株主でなくなるもの

① 氏	名	森田 浩章
② 職	業	当社代表取締役社長
③ 住	所	千葉県浦安市

当該株主の所有株式数(議決権の数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	7, 875 個 (7, 875, 000 株)	17. 10%	第1位
異動後	7,875 個 (7,875,000 株)	10. 67%	第3位

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成 28 年 3 月末日 現在の株主名簿に基づき 188,220 株であります。
 - 2. 平成28年9月末日現在の発行済株式総数は、46,238,220株であります。
 - 3. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
 - 4. 異動後の大株主の順位につきましては、平成28年3月末日現在の株主名簿を基に、平成28年5月12日払込みの第三者割当増資による増加分を加味し、平成28年9月30日までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果を基として作成しております。

(3) 新たに主要株主及び主要株主である筆頭株主となるもの

①氏		名	コロンビア合同会社		
(A)		業	株式の保有、売買並びにその他の投資事業		
②職		未	経営コンサルタント	紫	
③住		所	東京都港区虎ノ門二丁目3番22号		
④資	本	金	100千円		
⑤代	表	者	名称	コロンビアHD合同会社	
			所在地	東京都港区虎ノ門二丁目3番22号	
			職務執行者の氏名	職務執行者 大木 智子	
			事業内容	株式の保有、売買並びにその他の投資事業、	
				その他	
			資本金	100千円	

当該株主の所有株式数(議決権の数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	0個(0株)	0%	-
異動後	13,880 個 (13,880,000 株)	18. 81%	第1位

- (注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成28年3月末日 現在の株主名簿に基づき188,200株であります。
 - 2. 平成28年9月末日現在の発行済株式総数は、46,238,220株であります。
 - 3. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
 - 4. 異動後の大株主の順位につきましては、平成28年3月末日現在の株主名簿を基に、平成28年5月12日払込みの第三者割当増資による増加分を加味し、平成28年9月30日までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果を基として作成しております。

(4)今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主の異動による当社業績への影響はありません。

I. 株式会社Nuts普通株式発行要項

1. 発行新株式数 普通株式 13,880,000株

2. 発行価額 1株につき金72円

(※発行決議日前営業日の終値に0.9を乗じて得た価額を下

回らない様に決定))

3. 発行価額の総額 金999, 360, 000円

4. 資本組入額 1株につき金36円

5. 募集又は割当方法 第三者割当の方法による。

6. 申込期日 2016年11月2日(水曜日)

7. 払込期日 2016年11月2日(水曜日)

8. 割当先及び割当株式数 コロンビア合同会社 13,880,000株

以上

Ⅱ. 株式会社Nuts第3回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社Nuts

第3回新株予約権

(以下「第3回新株予約権」という。)

2. 第3回新株予約権の払込金額の総額 金7,981,000円

3. 申込期日 平成 28 年 11 月 2 日(水曜日)

4. 割当日および払込期日 平成28年11月2日(水曜日)

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての第3回新株予約権を

長谷川隆志氏に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法

(1) 第3回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 第3回新株予約権の目的である株式の総数は 6,940,000 株(第3回新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第3回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第3回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。但し、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

7. 第3回新株予約権の総数

6,940,000 個

8. 各第3回新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたり金1.15円

- 9. 第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 第3回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。) は、72円とする。
- 10. 行使価額の調整

当社は、第3回新株予約権の割当日後、当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合でも、行使価額を調整しない。

11. 第3回新株予約権の行使期間

平成 28 年 11 月 2 日(水曜日)(当日を含む。)から平成 30 年 11 月1日(木曜日)(当日を含む。) までとする。

- 12. その他の第3回新株予約権の行使の条件 各第3回新株予約権の一部行使はできない。
- 13. 新株予約権の譲渡制限 第3回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 14. 新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、第3回新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会が第3回新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めた場合は、取得の対象となる第3回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の到来をもって、第3回新株予約権 1 個につき第3回新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する第3回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第3回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 第3回新株予約権の新株予約権者は、前項の場合、取得日まで第3回新株予約権を行使することができないものとし、第 16 項の定めにかかわらず、当社は、第3回新株予約権の行使請求に応じる義務を負わない。
- 15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金第3回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 16. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第3回新株予約権を行使請求しようとする第3回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする第3回新株予約権を表示し、請求の年月日等必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使請求期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 第3回新株予約権を行使請求しようとする第3回新株予約権者は、前号の行使請求書を第 18 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、第3回新株予約権の行使に際して出資の 目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座 に振り込むものとする。
 - (3) 第3回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該第3回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。なお、行使請求に要する書類の全部が午前11時までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前11時以降に到着し

た場合には翌営業日に発生する。

17. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第3回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所

株式会社Nuts 総務部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店

20. 新株予約権証券の発行

当社は、第3回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

- 21. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他第3回新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する

以上

Ⅲ. 株式会社Nuts第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社Nuts

第4回新株予約権

(以下「第4回新株予約権」という。)

2. 第4回新株予約権の払込金額の総額 金7,981,000円

3. 申込期日 平成 28 年 11月 2 日(水曜日)

4. 割当日および払込期日 平成 28 年 11 月 2 日(水曜日)

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての第4回新株予約権

を長谷川隆志氏に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法

(1) 第4回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 第4回新株予約権の目的である株式の総数は6,940,000株(第4回新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第4回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第4回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。但し、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

7. 第4回新株予約権の総数

6,940,000 個

8. 各第4回新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたり金1.15円

- 9. 第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 第4回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。) は、72円とする。

10. 行使価額の調整

当社は、第4回新株予約権の割当日後、当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合でも、行使価額を調整しない。

11. 第4回新株予約権の行使期間

平成 28 年 11 月 2 日(水曜日)(当日を含む。)から平成 30 年 11 月1日(木曜日)(当日を含む。) までとする。

- 12. その他の第4回新株予約権の行使の条件 各第4回新株予約権の一部行使はできない。
- 13. 新株予約権の譲渡制限 第4回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 14. 新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、第4回新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会が第4回新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めた場合は、取得の対象となる第4回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の到来をもって、第4回新株予約権1個につき第4回新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する第4回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第4回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 第4回新株予約権の新株予約権者は、前項の場合、取得日まで第4回新株予約権を行使することができないものとし、第16項の定めにかかわらず、当社は、第4回新株予約権の行使請求に応じる義務を負わない。
- 15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 第4回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額 は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額 とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金 等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 16. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第4回新株予約権を行使請求しようとする第4回新株予約権者は、当社の定める行使請求 書に、行使請求しようとする第4回新株予約権を表示し、請求の年月日等必要事項を記載 してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使請求期間中に第18項記載の行使請求 受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 第4回新株予約権を行使請求しようとする第4回新株予約権者は、前号の行使請求書を 第18項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、第4回新株予約権の行使に際して出資 の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口 座に振り込むものとする。
 - (3) 第4回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に 到着し、かつ当該第4回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号 に定める口座に入金された日に発生する。なお、行使請求に要する書類の全部が午前11時 までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前11時以降に到着し た場合には翌営業日に発生する。

17. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第4回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所

株式会社Nuts 総務部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店

20. 新株予約権証券の発行

当社は、第4回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

- 21. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他第4回新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する

以 上